

お知らせ

なんたん

発行
南丹市

特別号

令和2年
4月24日発行

<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/>

～緊急事態宣言に関して南丹市長からのメッセージ～

4月21日現在、南丹市では新型コロナウイルスの感染者は確認されていませんが、国において16日には、新型コロナウイルス感染症対策に関する特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大され、京都府を含めた13都道府県は「特定警戒都道府県」に指定されました。

これを受け、17日に京都府知事より、京都府全域を対象に5月6日までを期間とする「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」が決定され発表されました。

南丹市においても、公共施設の閉館や保育所・学童保育の家庭内保育への協力要請などを決定いたしました。

今後、国の緊急経済対策が決定され次第、市の独自施策も加えてお知らせし、取り組んでまいります。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

南丹市長 西村良平

今後の状況により変更が生じる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

◆南丹市新型コロナウイルス感染症対策本部

☎危機管理対策室 ☎(0771)68-0021 / ☎保健医療課 ☎(0771)68-0016

休館または利用を休止する施設について

集会施設	保健福祉施設
南丹市国際交流会館	こむぎ山健康学園・園部保健福祉センター
八木東地区自治振興会館	八木老人福祉センター
八木西地区自治振興会館	八木保健福祉センター
八木南地区自治振興会館	日吉保健福祉センター
八木北地区自治振興会館	美山高齢者コミュニティセンター
八木神吉地区自治振興会館(八木神吉診療所は利用可)	美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設「大野地域総合サービスセンター」
日吉胡麻基幹集落センター	美山保健福祉センター
日吉産業振興会館	美山林業者等健康管理センター(美山林健センター診療所は利用可)
日吉市民センター(日吉支所4階)	観光関連施設
日吉殿田活力倍増センター	スプリングスひよし(道の駅及びレストラン棟は利用可)
美山知井会館	かやぶきの里関連施設(お土産処かやの里・お食事処きたむら・カフェギャラリー彩花・民宿またべ・美山民俗資料館)
川辺地域活性化センター	美山芦生山の家
西本梅地域活性化センター	美山知井地域拠点施設
新庄地域活性化センター	美山町自然文化村
吉富地域活性化センター	
五ヶ荘地域活性化センター	
平屋地域活性化センター	
大野地域活性化センター	

《裏面につづく》

教育施設	園部幼稚園、すこやか学園、八木中央幼稚園	社会体育施設	園部公園スポーツ関連施設
	南丹市立小学校		南丹市園部海洋センター
	南丹市立中学校		南丹市園部スポーツセンター
社会教育施設	南丹市立中央図書館		八木スポーツフォアオール、八木運動公園スポーツ関連施設
	南丹市立文化博物館		八木フィジカルセンター
	南丹市小山西町教育集会所(利用自粛)		八木西地区コミュニティ公園スポーツ関連施設
	南丹市八木市民センター		八木文覚ふれあい公園キャンプ場
	南丹市神吉教育集会所		日吉興風体育館
	南丹市八木東教育集会所		日吉総合運動広場スポーツ関係施設
	南丹市八木図書館		広野球技場・五ヶ荘野球場、殿田運動場
	南丹市日吉町郷土資料館	その他施設	美山長谷運動広場
	南丹市日吉生涯学習センター		八木氷室公園(公園・食品売場などは利用可)
	南丹市日吉図書館		南丹市八木防災センター
	南丹市美山図書館		旧摩気小学校
	南丹市美山文化ホール		旧神吉小学校
	南丹市美山郷土資料館		旧知井小学校
	南丹市美山かやぶき美術館		旧鶴ヶ岡小学校

●小中学校の休校延長について

南丹市立小・中学校の休校措置については、緊急事態宣言を受けて5月6日(水)まで休校の期間を延長します。

臨時休校期間中の登校日についても取り止めとします。

休校期間中、家庭での児童の保育が困難な場合に対応するため、日曜・祝日を除く毎日(午前8時30分から午後6時30分まで)、放課後児童クラブを開設しています。

●市立幼稚園の休園及び保育所の登園自粛について

園部幼稚園・すこやか学園・八木中央幼稚園は、4月20日(月)から5月6日(水)まで臨時休園します。

保育所については、感染症を最大限予防するため、登園の自粛にご協力をお願いします。

ただし、医療従事者、社会機能を維持するために就業、ひとり親家庭など、家庭での保育が困難な方への保育は継続します。

●南丹市情報センター(放送・通信・自主放送)業務の縮小について

有線テレビ放送(自主放送を含む)、インターネットサービスについては通常通り運用します。

ただし、自主放送の内容(番組)については一部縮小します。

事務職員の半数を在宅勤務とし、窓口業務は休止します。お問い合わせには、電話、ファックス及びメールで対応します。

工事(打ち合わせを含む)については、緊急な場合や期間中の工事が必要な場合を除き、緊急事態措置期間終了後に対応することとします。

※措置期間：令和2年4月18日(土)～5月6日(水)

☎南丹市情報センター ☎(0771)63-1777 ☎(0771)63-1682 ✉sictv@sic.cans.ne.jp

▼南丹市職員の勤務形態の変更について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、市役所機能の維持確保を図るため、事務室の分散化、一部職員の在宅勤務などを実施します。市民の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

京都府民の皆様へのお願い

国においては、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大するとともに、特に京都府については、重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要がある13都道府県の1つとして、特定警戒都道府県に位置づけられました。

これを受けて、京都府では、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置等」を決定し、今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4月17日から5月6日の間、京都府内の全ての地域において、これまで以上に徹底した取り組みをお願いすることといたしました。

1 外出自粛の要請

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないこと
- ・「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請

2 イベントの開催自粛の要請

- ・イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

3 施設の使用制限の要請（令和2年4月18日0時～5月6日）

- ・遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請
- ・社会生活を維持する上で必要となる飲食店について、午前5時から午後8時までの営業とするよう要請

府民の皆さまのこの間のご協力に対しまして感謝申し上げますとともに、一層の感染拡大防止のため、人との接触機会を最低7割、極力8割程度の低減を目指していただき、皆さまの尊い生命や健康、ご家族や大切な方を守るため、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月17日

京都府知事 西脇 隆俊

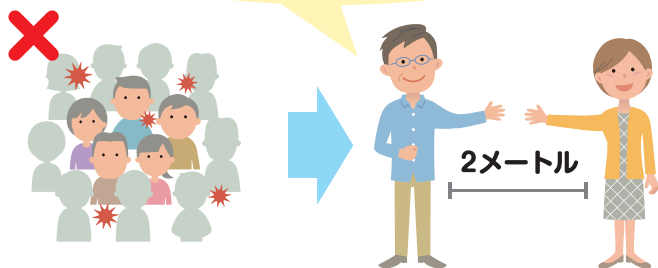
新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に関する不明・不安な点がある場合は、京都府が新たに設置する「緊急事態措置コールセンター（075-414-5907）へご相談ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

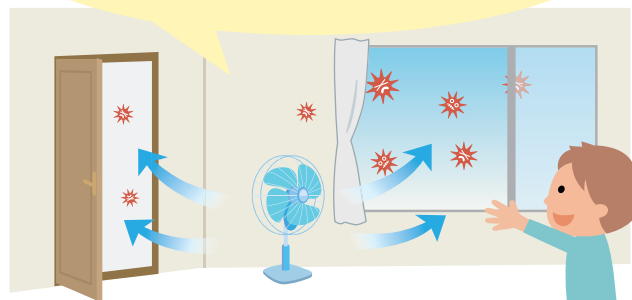
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!

- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!

